

令和6年度夏季優先利用予約申込要項（会瀬青少年の家）

この取り組みは、夏季休暇期間における市内青少年育成団体等の活動を支援するため、青少年研修施設である「会瀬青少年の家」の利用予約の受付を一般利用者より優先的に行うものです。

1 対象期間 令和6年7月20日（土）から9月1日（日）まで

2 対象団体（市内に所在する以下の団体）

- (1) 市子ども会育成連合会登録団体
- (2) 少年団（例：市スポーツ少年団本部登録団体、市文化少年団本部登録団体など）
- (3) コミュニティ単会（青少年育成協議会含む）
- (4) ボーイスカウト、ガールスカウト
- (5) 小、中、高等学校
- (6) 青少年育成活動を行うNPO団体

3 注意点について

- (1) 申込みは、1団体1行事のみです。
※「会瀬青少年の家」または「かみすわ山荘」のどちらか一方のみ申込可能
- (2) 公平公正な抽選を行うため、偽名称を用いて二重に申込みをするなど、不正のないようにお願いします。（不正が認められた場合は予約取消となります。）
- (3) 抽選会は、各団体の予約希望日が重複した場合のみ実施します。
- (4) 日立市または日立市教育委員会が主催・共催する青少年育成事業は、夏季優先利用予約より優先されますことを御了承ください。

4 抽選会について

- (1) 日時 令和6年5月11日（土）午前9時から（受付：午前8時45分から）
- (2) 場所 会瀬青少年の家 体育室
- (3) その他

ア 交通事情等による遅刻は対応いたしかねますので御了承ください。

イ 抽選に外れた団体は、抽選会当日に第2希望以降の抽選を行うことができます。

なお、第2希望以降の予約希望日が決定していない場合には、5月12日（日）以降に電話で受付を行います。（先着順）

※利用予定日の60日前から通常予約が開始いたしますので御注意ください。

5 予約確定後について

優先利用予約において、予約が確定した団体は使用予定日の1週間前までに使用許可申請書を会瀬青少年の家まで御提出ください。

6 施設利用について

- (1) 施設を利用する場合は、引率者が必要です。未成年者のみでの御利用はできません。
なお、施設敷地内は全面禁煙となっておりますので御協力をお願いします。
- (2) 利用時間を守って御利用ください。(入館時間、食事時間、入浴時間、消灯時間等)
なお、消灯時間は午後10時のため厳守してください。
- (3) 宿泊室での飲食はできませんので御注意ください。
- (4) 火気の取扱い及び花火について
 - ア 屋外炊飯場のかまど以外では、裸火の使用はできません。
 - イ 打ち上げ花火は禁止です。
 - ウ 手持ち花火等は、水を入れたバケツを準備し、消火を確認するとともに、燃えカスをすべて拾い集めて処理してください。
 - エ その他、危険物の持込みは禁止です。
- (5) 施設敷地内でのテントの設営やキャンプファイヤー等を行うことはできません。
なお、日よけのためのタープ等は、安全に使用するため固定具を用いるとともに、突風等の場合は収納してください。
- (6) 館内及び屋外炊飯場での卓上コンロ、ホットプレート等の使用はできません。
- (7) 火災及び各種事故等が発生した場合は、自己責任が伴う場合がありますので御注意ください。
- (8) 駐車可能台数は68台となります。他団体の施設利用に伴い、車の台数を制限させていただく場合がありますので事前に御相談ください。また、夏休み期間は、駐車場が混み合いますので御協力をお願いします。
- (9) 施設利用時間は以下のとおりです。

宿泊室	宿泊日の午後1時から翌日午前10時まで
グラウンド テニスコート	宿泊日の午前9時から午後5時まで
屋外炊飯場	宿泊日の午前10時から午後7時までの間の3時間

- (10) 施設内の設備、備品等を破損した場合には、直ちに施設係員に御報告ください。
なお、状況によっては、原状に復していただく場合がございます。
- (11) 注意事項の違反及び施設係員の指示に従わない等の場合には、施設の利用を中止していただく場合がございますので御注意ください。

7 問合せ先

- (1) 優先利用予約全般に関すること
日立市生活環境部女性若者支援課 (日立市幸町1-21-1 日立シビックセンター6階)
TEL: 0294-26-0315 FAX: 0294-26-0317 E-mail: josei@city.hitachi.lg.jp
- (2) 会瀬青少年の家に関すること
日立市会瀬青少年の家 (日立市会瀬町1-1-20)
TEL: 0294-22-9535 FAX: 0294-22-9505